11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」

期間です

志木市配偶者暴力相談支援センター ☎048(473)1139

配偶者やパートナー(別れた後も含む)からの暴力(DV)、ストーカー行為、セクハラ、性暴力 などは、女性が被害者になる割合が高く、著しい人権侵害です。暴力はどんな間柄であっても 決して許されるものではありません。

暴力を根絶するためには、被害が起きていることに自身や周囲の人が気づき、相談機関へ早 めに相談することが大切です。

DV に見られる暴力の種類

暴力にはさまざまな形態があります。これらは単独 で起こることもありますが、多くのケースでは複数 の暴力が重なって起こります(右図参照)。

ひとりで悩まないで相談を

「暴力の被害に遭っているかも…」と気づいたとき は、ひとりで悩まないで相談してください。また、 緊急性の高い場合には、迷わず110番してください。





◆DV相談+(プラス)

DV(イメージ図)

・年齢、学歴、職

・周囲からは「温厚

いる人もいる

な人」と思われて

業は無関係



長力

- 身体的暴力 •精神的暴力
- ・性的暴力
- •経済的暴力 ・子どもを利用し た暴力



- 経済的に加害者 に頼らざるを得 ない
- 「変わってくれる かもしれない」と いう期待

暴力を振るわれても 逃げられない

児童虐待「ゼロ」を目指して

子ども支援課 **2048 (473) 1124**

11月は児童虐待防止推進月間です。虐待を受けている子どもを見かけたり「もしかして?」と 思ったら、相談機関に心配な思いを伝えましょう。

児童虐待の4つのタイプ

1身体的虐待

殴る・蹴るなどの暴力、投げ落とす、激しく揺さ ぶる、戸外に長時間閉め出すなど

3性的虐待

性的行為を強要する、性器や性交を見せる、ポ ルノの被写体にするなど

②心理的虐待

無視や拒否的な態度を示す、子どもの前で暴力 や言い争いをする、兄弟間の差別など

4ネグレクト

食事を与えない、家に閉じ込める・放置する、病 気を放置する、ひどく不潔にするなど

虐待に気づいたら、すぐに相談・通報してください

※祝休日、年末年始を除く

相談機関	受付日時	電話番号
志木市児童虐待ホットライン	月~金曜日* 8時45分~16時30分	☎ 048(473)1124
埼玉県朝霞児童相談所	月~金曜日* 8時30分~18時15分	☎ 048(465)4152
児童相談所全国共通ダイヤル	24時間	มร _์ แรง 189
埼玉県虐待通報ダイヤル	24時間	#7171 ☎048(762)7533